活動指針と財政基盤確立対策(素案)

柿崎まちづくり振興会は、設立から19年が経過しました。この間、柿崎区は人口減少や高齢化、過疎化が進んでいます。

当振興会は、このような状況の中、「住民に身近な住民サービス事業」「住民の意向を地域に反映させる事業」「住民や地域の諸団体と行政が協働して担う地域づくり事業」を行い、豊かな地域社会づくりに貢献するという活動目標を踏まえ、今までの活動を振り返り、「住民アンケート」を実施しながら、今後の活動の指標となる「活動指針と財政基盤の確立対策」を策定することとしました。

策定する「活動指針と財政基盤の確立対策」に掲げたことは、実施可能なものから随時実施していきます。毎年度の活動計画や予算計画に必要以上にこだわることなく、時宜に応じて柔軟に、且つ、中・長期的な収支バランスに配慮しながら当振興会の事業に反映させていきます。また、関係団体との情報交換や連携につなげていきます。

【1 活動指針】

(1) 高齢社会対応

急速に進む高齢化社会の中で、高齢社会への対応は優先度の高い課題です。次の事項に取り組みます。

- ①現在取り組んでいる地域支え合い事業を充実、継続します。
- ②買い物弱者対策を検討します。
- ③運転免許の返納者など高齢者の移動手段の確保、及び高齢者以外 に移動手段の無い人への対応として、現在取り組んでいる「はま なすバス運行事業」を充実、継続します。
- ④イベントや地域活動に参加できない人への対応を検討します。
- ⑤社会福祉協議会との連携、住民福祉会の取組を進めます。

(2) 青少年・壮年向け対応

若い人、働き盛りの人からまちづくりに関心を高めてもらうことが重要であると考え、次のことに取り組みます。

- ①青少年向け、壮年層向けのイベントを検討、創設します。
- ②親子を対象としたイベントを検討、創設します。

③小中学校PTAや保育園保護者会との情報交換・意見交換を実施します。

(3) イベント対応

アンケートでは、「地域活動にほとんど参加していない」が48%。 「まちづくり振興会事業に参加したことがない」が80%となっています。また、高齢のため、体力的に参加は無理、と云った意見があります。イベントの企画では次のことを心掛けます。

- ①多世代交流を狙ったイベントを企画します。
- ②公民館、観光協会、スポーツクラブ等と連携したイベントを企画します。
- ③環境保全意識及び防犯・防災意識の高揚に向け、講演会の開催や町 内会と連携したイベントなどを企画します。

(4) 地域の団体間との連携

アンケートでは地域の団体に期待することは、多岐に亘っています。 各種団体と情報交換、連携しながら地域づくりに関わっていく必要が あります。

- ①地域の各種団体や町内会、公民館、社会福祉協議会等との連携を推進します。
- ②当振興会地域振興部会の地区委員会と地区町内会長協議会との連携を検討します。
- ③地域の団体等との情報交換会議を開催します。
- ④小中学校PTAや保育園保護者会との情報交換・意見交換を開催します。

(5)情報発信

情報の不足を指摘する意見が見受けられます。アンケートで聞いた 振興会の事業については、約20%の人が「知らなかった」と回答し ています。情報の発信方法について研究していきます。

- ①振興会は、ホームページ、Facebook は実施していますが、さらに SNS、Webについて検討します。
- ②観光スポット、観光イベントについての情報発信が不足と感じられています。観光協会から「ホームページ」、「観光協会からのお知らせ」が出されていますが、柿崎区の観光情報、地域情報の発信を関

係団体とともに心掛けるようにします。

- ③人口減少対策として、移住者の呼び込み、定住対策が課題となっています。移住者の呼び込みに向けた柿崎情報の発信と空き家の利活用などの定住対策、及び移住者を迎える対応策を検討します。
- ④情報発信をしてくれるボランティアを募集します。
- ⑤柿崎かわらばんと柿崎まちづくりカレンダーの内容を検討します。
 - (6)の⑤に記載

(6) 柿崎まちづくり振興会について

- ①柿崎まちづくり振興会の設立経緯と必要性のPRをします。 地域懇談会を2~3年毎に、区内5地区7会場で開催します。
- ②柿崎区総合事務所、柿崎区地域協議会との連携を進めます。 定期協議の場として年1回現在の合同研修会を充実・継続しま す。
- ③役員体制の新陳代謝を進めます。
 - イ、役員の定年制を導入します。
 - ・年齢制限ではなく、理事の就任期間の最長年数、再任の 回数等、通算就任年数の制限を設けます。
 - 口、事務局の局長・次長に定年制を導入します。
 - 年齢制限ではなく、通算就任年数の制限を設けます。
- ④部会及び部会活動の検討、見直し
 - イ、部会は、振興会設立以来の体制です。部会の新設、統廃合 を検討します。
 - ロ、地域振興部会の地区委員会の活性化と地区町内会長協議会と の連携を検討します。
- ⑤柿崎かわらばん、柿崎まちづくりカレンダーの取り扱い 柿崎かわらばんと柿崎まちづくりカレンダーは、学校、保育園や各団体及び地域のイベントや事業計画等をお知らせし、さらに、カレンダーにおいては、協賛者の広告を掲載することで、柿崎区の一体感の醸成を目的としています。併せて当振興会のPRと全世帯加入のためのPR手段でもあります。次のことの検討を進めます。
 - イ、柿崎かわらばんは、総合事務所からのお知らせ、だんだんど ーも、地域協議会だより、との連携・統合等を検討します。ま た、観光協会情報、スポーツクラブ情報との連携・統合等を検 討します。

ロ、「区民みんなで柿崎区を盛り上げよう」というようなキャッチフレーズを紙面に刷り込むことで、かわらばん及びカレンダーの役割PRと地域の一体感の醸成をPRします。

⑥ボランティアの募集、登録、活動紹介

部会活動以外の諸活動や多岐にわたる住民ニーズに対応できる体制 を作るために、諸活動を紹介してボランティアスタッフを募集・登 録・活動する事業を導入します。

- イ、交通弱者の移動手段対策、かわらばんの取材・編集、ホームページ・Facebook の編集、等々のボランティア活動に対応します。
- ロ、除雪、買い物・ゴミ出し支援、等々のボランティア活動に対 応します。
- ハ、敬老会やロードレース事業、等々でのボランティア活動に対 応します。

【2 財政基盤の確立対策】

柿崎まちづくり振興会の財政は、正会員と賛助会員の会費そして基金からの繰り入れ、及び上越市からの助成金や事業委託料が主な収入源ですが、上越市からの助成金や事業委託料は、ほぼ当該対象事業費に使われています。

部会事業や自主事業及そして事務局運営にかかる経費は、会費、部会事業収益及び上越市からの補助金で賄われています。

振興会設立から5・6年は事業が十分軌道に乗っていなかったこともあり、一般会計から収支残額の一部を基金に繰り入れる状態が続きましたが、事業が軌道に乗り始めた平成24年度からは、基金から一般会計への繰り入れで事業を実施する状態が続いています。

コロナ禍で活動が停滞した令和 $2 \cdot 3$ 年度は基金からの繰り入れがありませんでしたが、平成 2 9 年度以降は毎年 1 0 0 ~ 1 5 0 万円の基金繰り入れとなっています。

基金残高は令和6年度末で663万円。令和7年度予算(案)では、220万円を基金から繰り入れする予算となっています。

人口減少と高齢化に伴う世帯数の減少や景気停滞による賛助会費の減少から、正会員と賛助会員の会費の増は難しい状況です。したがって財政基盤は大変な状況となっています。今後のまちづくり振興会の存続・運営においては、

財政基盤の確立対策が重要課題となっています。

財政基盤を確立するため、次の6項目について検討・研究していきます。

(1) 正会員加入率 100%への働きかけ

正会員会費は、景気の停滞や今後さらに高齢者世帯が増加することに 鑑み、当面は現状で据え置くこととしますが、正会員加入率 100%への 働きかけを行います。

- ・柿崎まちづくり振興会の設立経緯と必要性を PR し、会費納入に ついて理解と協力をお願いしていきます。
- ・町内会会計からの一括100%納入の働き掛けを進めます。

(2) 個人賛助会費の協力(募集)の呼び掛け

一般正会員会費の他に、個人賛助会費の協力(募集)を呼び掛けます。

(3)企業、事業所賛助会費の増加

企業、事業所に賛助会費の増額及び新規賛助会員をお願いします。

(4) 受託事業のPRと受託事業の増

受託事業の種類と受託料金のPRを行うとともに、新たな受託事業の開拓を検討します。新たな受託事業の開拓には、課題として事務局員数の確保や事務局の業務能力の不足が考えられますので、新たなボランティアの発掘・活用に努めます。

(5) イベント参加費の新設及び増額を検討

- ①参加費の増額を検討します。
 - ・スマイルボウリング大会、グラウンドゴルフ大会は、参加費は1 チーム 2,000 円程度とします。
- ②原則として「参加費無料」を無くします。
 - ・柿崎文化フェスティバル(生涯学習フェスティバル)は、団体参加者は1団体2,000円程度、個人参加者は1人1,000円程度の参加費とします。
 - ・地域振興部会の各イベントにおいては、イベント参加に相応しい 参加費を設定します。

- ③みなとさかなまつり、文化講演会、ライオン講演会において、募 金形式の寄付金、協力費をお願いします。
- ④その他、不特定多数が参加するイベントにおいては、募金形式の 寄付金、協力費をお願いします。

(6) 収益事業の取組

取組み可能な収益事業について、事業経費や収益、それに伴う消費税 等について検討・研究していきます。